

## 委員意見まとめ

令和2年11月19日付け「部落差別解消推進に関する条例化について」に関する意見書（別紙1）に対する市の見解（別紙2）についての意見

### 【意見】

（岩槻会長）

☆部落差別解消推進に関わる条例の制定について

本件に関する今回の事務局からの回答は、これまでの回答と全く同じものでした。すなわち、繰り返しになりますが「部落差別解消推進法が地方自治体の努力義務として定めている内容（相談体制の充実，教育及び啓発，国が実施する実態調査への協力）は，第3次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき実施しており，第4次指針原案においても記載していますので，条例制定は予定していません」となっています。

上記のとおり「部落差別解消推進法」が規定しているのは、地方公共団体の「努力義務」ですが、これら努力義務の内容は、あくまでも地方公共団体が取り組むべき「最低限の施策」を示しているのであって、取り組むべき施策のすべてではないということに留意すべきだと思います。つまり「部落差別解消」に向けて、さらなる施策の充実を図るためには、芦屋市独自の「条例」を制定し、上記の「努力義務」にとどまらない施策を確実に展開していくことが必要だと考えます。実際、周知のとおり、同じ兵庫県内のたつの市や加東市では「部落差別の解消の推進に関する条例」が制定され、様々な施策が積極的に展開されています。芦屋市にも、ぜひ、このような近隣自治体の動向を参照しながら、条例化に向けた努力を積み重ねていただきたいと切に願うものです。

（清水副会長）

回答において、障害者差別解消法と部落差別解消推進法の違いをお聞きしたのではなく、なぜ条例を作らないのかということに対して、全く説明ができていないことを何度も指摘をしております。事務局に対して真摯な姿勢をこれからも求めていくうえで、質問に正確に答えていただけることがまずは必要かと思えます。

第4次指針の今後の方向性については、市民のために行政がすべきことが多岐にわたります。森田部長は、指針があるから条例を作らないことを強調しておられましたが、指針があるのに「芦屋市障がい者を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち」の条例が制定されたことで、指針があることを理由にすることはできません。

芦屋市においては、すべての人に対して平等に幸せな不安のない生活が保障されなければなりません。それが条例化の予定をしていないとの回答をされることで、多くの市民の声を聞くこともなく、意見を反映することが出来ない事務局のあり方については再度反省のもとに検証をすることが求められます。

今後とも県や他市の状況、全国的な動向を注視し、遅ればせながらその後の動きに合わせる事が、いかに後ろ向きの考えかと言うことを芦屋市は真摯に捉えるべきことだと思います。

11月19日の回答、今回の回答につきましても、意見、質問に対して答えになっていない文書を提出されたことが、まずは森田部長の条例を作らない理由になっていないことを示しています。

この部落差別解消推進法が制定された社会的背景には、今もなお続く部落差別の厳しい現状があります。インターネットの普及に伴い、その匿名性や拡散性を悪用した差別事象が発生していますし、さらには「戸籍謄本等不正取得事件（プライム事件）」や戦前につくられた「全国部落調査」の復刻版を出版する動きなど、悪質な差別事件が起きています。また、特別措置法失効後、「部落差別は無くなった」「同和行政・同和教育は終わった」などの誤った認識、部落差別の現実を無視・軽視する考え方がひろがっていることが挙げられます。

この法律を実効性のあるものにするためには、芦屋市の中で部落差別を許さず、解消していくという決まりを作る必要があります、それが条例です。

部落差別解消推進法は「部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明言し、「区別」を「差別」に転化している社会のあり方を変えることによって差別解消は実現することを示しました。取り組めば差別は解消される。その社会のあり方に最も影響力を行使しうる行政は、それを実現する最先頭に立たなければなりません。だからこそ部落差別解消推進法が第3条で国及び地方公共団体の責務を取り上げているのです。

同和对策審議会答申（1965年）は、その前文で同和問題の「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と記し、「第三部 同和对策の具体案」の項で「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」としました。

「地対財特法」期限切れ後の同和行政にかかわる指針となった「地対協」意見具申（1996年）では「1965年の同和对策審議会答申は、あらゆる意味で今日までの対策の基礎になってきました。同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとの基本認識を明確にし、国や地方公共団体の積極的な対応を促したことなど、同和問題の解決を図る上でこの答申が果たした歴史的意義は極めて大きい（中略）この答申の趣旨を今後とも受け継いでいかなければならない」と、答申の認識をあらためて評価し確認しました。その延長線上に部落差別解消推進法の第3条は位置しています。

条例化にあたっては、構えと仕組みを整えることが肝要です。

国及び地方公共団体は部落問題解決の責務を有し、「部落差別のない社会を実現する」という歴史的課題に挑戦するための施策を講ぜよと部落差別解消推進法は求めました。

これは従来の「同和地区の生活実態の改善策実施」とは比べものにならない決意や構え、そして新たな政策を打ち出すための仕組みが必要となります。

部落問題解決の責務は行政にあります。市民とともに考え歩んでいくような啓発が求められます。行政として、今後の条例化に対する意識の変革を望むとともに市民の声を聞くことの大切さを、多くの人権課題の解決が市民とともに進められることを願います。

芦屋市民の立場から条例案を考えてみる機会があり載せてみました。ご意見並びに対案をお示しください。

### 芦屋市部落差別の解消の推進に関する条例(案)

#### (目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない芦屋市を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、偏見を払拭し、部落差別のない芦屋市を実現することを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別の解消に努めなければならない。

(相談体制の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を講ずる責務を有する。

(教育及び啓発)

第6条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を実施する責務を有する。

(調査の実施)

第7条 市は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、部落差別に関する実態調査等を実施する責務を有する。

(推進体制の充実)

第8条 市は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に関する各種団体との連携を深めるとともに、施策の推進体制の充実を講ずる責務を有する。

(審議会)

第9条 市は、部落差別の解消に関する施策を審議するため、芦屋市部落差別解消推進審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

(1) 基本計画及び実施計画に関すること。

(2) 部落差別事象による人権侵害への対策と人権救済のために必要な措置に関すること。

(3) 第3条、第5条、第6条に掲げるもののほか、部落差別のない市の実現に関し市長が必要と認める事項。

3 この審議会の組織及び運営に関する事項は、市長が別に定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 月 日から施行する。

(荒西委員)

私としては条例制定を求める意見を述べてきましたので、この件については、今日時点では見解の相違といわざるを得ません。

地域では、この1年間でも結婚という幸せを実感する時期に差別に直面した者、職場の会話の中で差別的な発言が出て重たい気持ちになった者がいます。このような問題を解決していくためには、私たちは条例を制定して取り組むべきだと考え発言してきました。

この間の懇話会の議論の中で、芦屋市は第4次指針に基づき部落差別解消に取り組む姿勢を明らかにしています。指針をもとにした取り組みを一緒に進める中で、条例についても議論していきたいと考えます。

(青山委員)

(別紙2)の2、市の見解について、

○部落差別解消推進法が地方公共団体に求めている施策を計画的に実施しています。

○今後とも県や他市の状況、全国的な動向を注視してまいります。

以上が実施されることを願っています。